

島根県エネルギー自立地域推進基本条例（仮称）（第2次案）

2013年6月22日案

前文

私達の生活は、多くのエネルギーを消費することで成り立っています。しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルは、自然環境と生活環境悪化の主な原因になっています。

私達には、資源の有限性を再確認し、資源を過剰に消費せず、有効活用し、省エネルギーの推進を図ると共に、環境への負荷を軽減する環境保全型の再生可能なエネルギーの創出が求められます。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、国や電気事業者等が喧伝していた「安全神話」を崩壊させ、いったん原発事故が発生すると、自然環境や多くの住民の生活に取り返しのつかない深刻、かつ、重大な影響を与えること、緊急の事態に対しては、国・自治体の災害準備や対策には限度があることを再認識させました。島根原発の30km圏内には、島根・鳥取両県民46万9000人が生活していることに鑑みれば、原発立地県に生活する私達としては、このような万が一の原発事故の危険性、被害を到底容認できません。

そして、私達は、放射性廃棄物の処理・管理という深刻な負の遺産を将来世代に残さない責務を負っていることを真摯に受け止めるべきであり、原子力発電から省エネルギーと原発に依存しないエネルギー政策への転換を図ることが急務となっています。

今や、私達は、原発立地県に生きる自治体の主権者として、原子力発電所の生み出す危険性の恐怖から免れ、安全に生存する権利とともに、環境保全型再生可能エネルギーを用いる権利を有していると考えます。

島根県は、歴史的・文化的・自然的遺産を有し、豊かな海・河川・湖と森林・里山に囲まれた地域です。その一方、島根県は、都市部への人口流出、少子高齢化、過疎化の進行が著しく、県としての対策が急務となっている地域でもあります。

今、私達は、原子力発電に頼らず、私達が住み、将来世代も住み続けるこの島根県の地域が豊富にもつ潜在的再生可能なエネルギーの積極的な導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を創出させ、豊かな自立した地域社会を形成することにより、地域経済を活性化させ、将来にわたって、持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域を実現するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成（以下、たんに「エネルギー自立地域の形成等」という。）について、基本理念を定め、並びに県、市

町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、エネルギー自立地域の形成等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の県民が、自然の恵沢と良好な環境を享受し、健康で文化的な安心できる生活を確保することに寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 一 県民 県内に居住する者又は県内に通勤若しくは通学するものをいいます。
- 二 事業者 県内で事業活動を行うすべての者をいいます。
- 三 省エネルギー エネルギーの消費の削減及び効率化を図ることをいいます。
- 四 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギー（発電、給湯、冷暖房、燃料等）をいいます。
 - イ 太陽光、太陽熱、風力、小水力、地中熱等の自然由来の資源を活用して得られるエネルギー
 - ロ 間伐材、剪定枝、建築廃材、下水汚泥、生ゴミ等のバイオマスから得られるエネルギー
 - ハ 廉食用油、その他食用としない植物資源によるバイオ燃料から得られるエネルギー
- 五 エネルギー自立地域 省エネルギー及び再生可能エネルギーの普及促進に、市町村の枠にとらわれず、地域戦略として自主的に取り組み、1年間に地域内で消費されるエネルギーの量が、地域内で生産される再生可能エネルギーの量より少ないか、または少なくとも同じである地域

(基本理念)

第3条 エネルギー自立地域の形成等は、地球環境を保全し、循環型社会を実現することを基本として、行われなければなりません。

- 2 エネルギー自立地域の形成等は、原子力発電から脱却することを基本として、行われなければなりません。
- 3 エネルギー自立地域の形成等は、省エネルギーと地域でのエネルギー自立社会を目指すことを基本として、行われなければなりません。
- 4 エネルギー自立地域の形成等の実現は、県と県民、事業者、再生可能エネルギー事業者が連携し、一体となって取り組むべきことを基本として行われなければなりません。

第2章 県および市町村の責務

(県の責務)

第4条 県は、県民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的、かつ、総合的に実施する役割を広く担うものであることに鑑み（地方自治法第1条の

2), 島根県において、省エネルギーと再生可能エネルギーの積極的な導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を創出させ、豊かな自立した地域社会を形成することにより、将来にわたって、持続可能な循環型社会のシステムを構築する責務を負います。

2 県は、前項の責務を遂行するため、必要な調査を行い、エネルギー自立地域の形成等に関する総合的、かつ、基本的計画を策定し、実施するものとします。

3 県は、市町村の行うエネルギー自立地域の形成等に関する施策の支援及び総合調整にあたるものとします。

(県民及び事業者に対する的確な情報の提供と必要な支援)

第5条 県は、県民及び事業者に対し、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に関する的確な情報の提供及び必要な支援をするものとします。

(省エネルギーと再生可能エネルギー導入のための産業の育成等)

第6条 県は、省エネルギーを推進し、地域における再生可能エネルギー導入を促進するために、関連する産業の育成、雇用の創出、地域経済の活性化に努めます。

(地域づくり)

第7条 県は、市町村、県民、事業者と連携し、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に取り組む地域づくりに努めます。

(教育)

第8条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、次世代を担う子どもを含む県民が、環境保全・持続可能な循環型社会の実現、地域におけるエネルギー自立の理解とこれを主体的に担う意識を育てるよう、必要な施策の実施に努めるものとします。

(公共施設における実施等)

第9条 県は、県の公共施設における省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に関する施策を実施します。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、その実施する施策の全般にわたり、エネルギー自立地域の形成等の推進に配慮するものとします。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとします。

(市町村の責務)

第12条 市町村は、当該市町村のエネルギー自立地域の形成等に関する基本的な方針を策定し、これを実施するよう努めるものとします。

第3章 県民及び事業者の権利及び責務

(県民の権利及び責務)

第13条 県民は、エネルギー自立地域の形成等に関する情報を知る権利を有するとともに、第15条以下に定める基本計画及び実施計画とこれに基づく施策の決定に参加する権利を有しており、これらの権利は十分に保障されなければなりません。

2 県民は、日常生活において、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の権利及び責務)

第14条 事業者は、エネルギー自立地域の形成等に関する情報を知る権利を有するとともに、第15条以下に定める基本計画及び実施計画とこれに基づく施策の決定に参加する権利を有しており、これらの権利は十分に保障されなければなりません。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

第4章 持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成等に関する基本計画等

(持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成等に関する基本計画の策定)

第15条 知事は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策に関する基本的な方針を示す計画（以下「基本計画」という。）を、本条例公布日から、1年内に策定するものとします。

2 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民及び事業者の意見を反映させるとともに、島根県エネルギー自立地域形成等審議会の意見を聞くものとします。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用します。

4 知事は、少なくとも3年ごとに基本計画を検討し、必要に応じて見直すものとします。

(実施計画の策定)

第16条 知事は、基本計画策定後、1年を目途に実施計画を策定するものとします。

2 知事は、実施計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映させるとともに、島根県エネルギー自立地域形成等審議会の意見を聞くものとします。

(施策の推進)

第17条 県の施策は、基本計画及び実施計画に沿って進めるものとします。

(調査研究)

第18条 県は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとします。

(推進体制の整備等)

第19条 県は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じるものとします。

(拠点施設の設置)

第20条 県は、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行うエネルギー自立地域の形成等の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとします。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、基本計画及び実施計画の策定と実施状況、エネルギー自立地域の形成等の促進のために県が講じた施策及びその進捗状況、並びに施策によって達成した再生エネルギーの内容及び割合（自立度）に関する報告書を作成し、同報告書に対する島根県エネルギー自立地域形成等審議会の意見を付して、県民及び議会に公表するものとします。

第5章 島根県エネルギー自立地域形成等審議会

(設置)

第22条 本章に掲げる事務を行うため、島根県エネルギー自立地域形成等審議会（以下、審議会という）を置きます。

(審議会の所管事務：知事の諮問等)

第23条 審議会は、知事の諮問を受け、次に掲げる事項について、調査・審議し、意見を述べます。

- 一 エネルギー自立地域の形成等に関する基本計画及び実施計画の策定
- 二 エネルギー自立地域形成等の推進に関する基本的、かつ、総合的な施策及び重要事項について提言すること。
- 三 県が実施するエネルギー自立地域形成等基本計画の推進に関する施策の実施状況について検証し、意見を述べること。
- 四 第21条に定める知事の年次報告に対する意見書を作成・提出すること。

(審議会の所管事務：知事への建議など)

第24条 審議会は県民からエネルギー自立地域の形成等に関する施策等について、規則に定める様式により知事に申し出があった事項について、調査・審議し、その結果を知事に報告するとともに、申し出をした者に通知します。

- 2 審議会は、エネルギー自立地域形成等に関し、必要と認める事項について、県、市町村の担当者その他関係者に説明を求めたり、資料を要求する等して調査する権限を有するとともに、審議し、知事に意見を述べることができます。

(審議会意見等の公表)

第25条 知事は、審議会が、第23条第三号、同条第四号、第24条1項及び同条2項に基づいて述べた意見等、並びにこれを受けて知事が講じた措置の内容をとりまとめ、県民に公表するものとします。

(委員)

第26条 審議会は、委員30人以内で組織します。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとします。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命します。
 - 一 省エネルギー、環境問題、再生可能エネルギー等に関し、学識経験を有する者
 - 二 エネルギー自立地域の形成等に関わる活動を行う住民団体、事業者団体等を代表する者
 - 三 公募に応じた者
 - 四 その他、知事が適當と認める者
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任されることができます。
- 5 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定めます。
- 6 委員長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理します。
- 8 その他、審議会に関する事項は、委員長が審議会に諮って定めます。

(専門部会)

- 第27条** 審議会は、必要に応じ、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができます。
- 2 審議会は、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会委員の他に、部会に専門委員を置くことができます。
 - 3 専門委員は、知事が任命します。
 - 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとします。

(委任)

- 第28条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行するものとします。

(基本計画策定期日)

- 2 基本計画は、平成〇〇年度中に策定するものとします。